

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(1)	第1章1計画策定の主旨 P.5 L.6他	<p>「インターネット」に限定しているが、「インターネットやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等」としてはどうか。インターネットに限られたものではなく、若年層ではラインやTwitterでの人権侵害が大きい。</p> <p>➡そのため、「施策の方向」の主な変更においても、「インターネットによる人権侵害」に限定せず、「インターネットやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等」と文言を広げる方が良いのではないかと思われる。（「インターネットによる人権侵害」の箇所は、「インターネットやSNS等による人権侵害」に全部分修正）</p>	<p>ご意見のとおり、インターネットによる人権侵害に関連する記載部分については、SNS上での人権侵害やいじめなどについても一部記載しているところです。</p> <p>SNS等はインターネット上のコミュニケーションのツールの一つであること、また、国においても人権課題として「インターネットによる人権侵害」と記載していることから、SNS等も包含したものであることを分かりやすくするため「インターネット上での人権侵害」という表現にしたいと考えています。</p>	人権男女共同 参画室
(2)	第1章2計画策定の背景 P.6 L.13	<p>「人権を保護する」という箇所について、「人権を保障する」という文言が適切ではないか。</p>	<p>当該箇所は、外務省HPにある持続可能な開発のための2030アジェンダ（仮訳）を引用し掲載しておりましたが、ご指摘を踏まえ次のとおり修正いたします。</p> <p>修正前：その前文において取り組むべき課題に、「人権を保護」することが記述され 【引用元】：（取り組むべき課題）我々は、2030年までに以下のことを行うことを決意する。あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つこと。（中略）<u>人権を保護し</u>ジェンダー平等と女性・女児の能力強化を進めること。（以下略）</p> <p>修正後：その前文においては、すべての人々の人権が保障されることを目指すことが記述されており、 【参考元】：<u>17の持続可能な開発のための目標（SDGs）と169のターゲットは、（中略）これらは、すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す。</u>（以下略）</p>	人権男女共同 参画室

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(3)	第1章2計画策 定の背景 P.6 L.18	「日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しており」という記載があるが、条文の主語に着目されればわかるが、「国民は」のほかに「何人も」という文言が用いられている。そのことから、国民に限定した記載のようにも勘違いされるので、「日本国憲法は基本的人権を保障しており」という記載で足りるのではないか。日本国民ではなくても日本にいる外国人の人権についても日本国憲法では保障されている権利もある（当然のことながら、国際人権規約（国際法）でも保障されている）。	ご意見を踏まえ、令和3年版人権教育・啓発白書（法務省・文部科学省）を参考に次のとおり修正いたします。 修正前：日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しており、それに基づく施策が推進されてきました。  修正後：日本では、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする日本国憲法のもと、人権に関する施策が推進されてきました。 【参考元】：（「はじめに」より）我が国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」の下で、国勢の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。（以下略）	人権男女共同 参画室
(4)	第1章2計画策 定の背景 ①P.8L.8 ②P.17L.12	①一人一人⇒一人ひとり ②機運⇒気運？ ③「取組」「取組み」の混在 ④「身に付く」と「身につく」	①、②、④はご指摘のとおり修正いたします。 ③事項名においては「取組」、文章内においては「取組み」に統一いたします。	人権男女共同 参画室
(5)	基本目標、主 要課題別のS DGsのゴール P.12、13	SDGs17「パートナーシップで目標を達成しよう」については全ての項目について位置づけられるべきでは？	ご指摘のとおり、全ての項目において市民、行政、関係機関等との連携協力を要することから、全ての項目に関連付けます。	人権男女共同 参画室
(6)	学校教育にお ける取組 P.24 【これまでの 取組】L.5	（基本目標1主要課題（1）学校教育における取組） 【これまでの取組】 L5「部落差別の解消を目指す教育が推進され、学校における同和教育が人権を尊重する教育の中核を…」 →部落差別をはじめ、あらゆる差別問題の解消を目指す同和教育が推進され、人権を尊重する教育の中核を担ってきました	学校における同和教育指導資料（文部科学省 平成6年7月）に、「同和教育は、同和問題の解決のみならず、同時にすべての人々の基本的人権を保証することを目指す教育を実現していくことが求められる。」と記述されていることから、ご指摘のとおり修正いたします。	学校教育課

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課	
(7)	学校教育における取組 P.25 【現状と課題】L.2	(基本目標1主要課題(1)2ページ目)「学校指導要領」→「学習指導要領」	記載誤りでした。ご指摘のとおり修正いたします。	学校教育課	
(8)	学校教育における取組 P.26 6つ目の○ L.1	(基本目標1主要課題(1)3ページ目)「学校等におけるいじめや不登校はいまだに社会の大きな問題となっており～」とありますが、現在は、「不登校」は「問題」としてとらえないようになってきています。「学校等におけるいじめの問題や不登校への対応は大きな課題となっており～」ぐらいの表現が良いのではないかと考えました。	文部科学省は「不登校とは、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとしてとらえる必要がある。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。」としていることから、ご指摘のとおり修正いたします。	学校教育課 教育研究所	
(9)	学校教育における取組 P.27 施策の方向① L.1	(基本目標1主要課題(1)学校教育における取組6行目施策の方向①)それぞれの発達段階に応じて、保育所や認定こども園、幼稚園、学校の教育活動全体を通じて⇒「教育」を入れた方がいい。	人権教育の指導方針等の在り方について[第3次とりまとめ](平成20年3月)に、「学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進」と記載されていることから、ご指摘のとおり修正いたします。	学校教育課	
(10)	学校教育における取組 P.27 人権啓発における取組 P.34、35 子どもに関する取組 P.45	基本目標1主要課題(1)施策の方向①「子どもの発達段階に応じた人権感覚と態度の育成」 基本目標2主要課題(2)施策の方向②「心身ともに健やかな子どもの育成」 …とありますが、これは、目標とすべき文言であり、施策の方向を示す文言とは言えないような気がします。「心身ともに健やかな子どもの育成にかかる教育・啓発の推進」とでもした方が良いでしょう。このままでは、基本目標2主要課題(2)施策の方向①の「子どもの成長を育む～」に内包されそうな気がします。	ご指摘を踏まえ、「施策の方向」を示す表現に次のとおり修正いたします。なお、これにより他の項目も同じ考え方で修正いたします。	学校教育課 教育研究所	
			基本目標1あらゆる場における人権教育・啓発 主要課題(1)学校教育における取組 ①子どもの発達段階に応じた人権感覚と態度の育成にかかる教育の推進 ②家庭、学校、地域及び関係団体と連携した取組みの推進		人権男女共同 参画室
			基本目標1あらゆる場における人権教育・啓発 主要課題(3)人権啓発における取組 ①市民への効果的な啓発の推進 ②関係団体と連携した啓発の推進		学校教育課 少年センター
			基本目標2個別の分野における人権教育・啓発 主要課題(2)子どもに関する取組 ②心身ともに健やかな子どもの育成の推進		

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(11)	社会教育における取組 P. 30 【現状と課題】2つ目の○ L. 1	(基本目標 1 主要課題 (2) 社会教育における取組) L 8 【現状と課題】子ども的人格は…… 家庭は(一文に主語が2つ在り)	ご指摘を踏まえ、次のとおり修正いたします。  修正前：子ども的人格は、その成長過程において多くが家族との触れ合いのなかで形成され、家庭は人権教育を推進するうえで最も基本的で重要な場といえます。  修正後：子ども的人格は、その成長過程において多くが家族との触れ合いの中で形成されることから、家庭は人権教育を推進する上で最も基本的で重要な場といえます。	生涯学習課
(12)	人権啓発における取組 P. 35	(骨子案) (3) 人権啓発における取組の箇所、③職場の人権意識を高める取組みの推進→「③職場の人権意識を高める取組み(ハラスメント等)の推進」にしてはどうか。(素案)の本文中にはハラスメントについて記載があるが、職場におけるハラスメントについてどこで取り上げるのか骨子案では分かりにくい。「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第30条の2で事業主のハラスメント防止、ハラスメント対応の責任が明文化され、現段階では附則第3条(中小事業主に関する経過措置)にあるが、全面的に防止・対応の責任へとプロセスが強化されていくことや、骨子の女性に関する取組のなかで(DV、セクシャルハラスメント等)が入っているので、「職場の人権意識を高める取組み(ハラスメント等)」、「(ハラスメント等)」という文言を入れるとわかりやすいのではないかと。	職場においては、ハラスメントだけでなく企業の人権尊重責任など様々な人権問題についての啓発が必要であるものと考えていることから、表現については現状のままとしたいと考えています。	人権男女共同 参画室
(13)	人権啓発における取組 P. 36	いやな思いをしたり不当な扱いを受け(たりした)こと…	本市の第五次総合計画の成果指標としていることから、整合性を図るため、原案のままとしたいと考えています。	人権男女共同 参画室

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(14)	人権啓発における取組 P. 36	目標値が下がっているがいいのか。	長崎市において毎年度実施している「市民意識調査」の結果から指標を採用していますが、過去の数値を見ましても各年度若干の増減があることから、直近5年間の平均74.3%を基準値とし、第五次総合計画目標値設定とも整合させ、毎年度増加させることとして目標値設定したものです。  【参考】 H28 : 74.4%   H29 : 73.1%   H30:73.1% R元 : 74.4%   R2 : 76.7%	人権男女共同 参画室
(15)	子どもに関する取組 P. 44 2つ目の○L. 3	基本目標2（2）子どもに関する取組）現状と課題2つ目〇・・・考え方や態度を養う情報モラル教育や情報を使いこなす力⇒やの使い方がしっくりこない	ご指摘を踏まえ、「～考え方や態度を養う情報モラル教育、情報を使いこなす力」へ変更します。	学校教育課
(16)	障害者に関する取組 P. 53 2つ目の○	主要課題（4）障害者に関する取組について 素案P49 最上段の相談事業所のあり方については、非常に興味深く感じる。障害者なかでも知的障害者、精神障害者にとって気軽に何でも相談にのってくれる場所は非常に重要。成年後見制度が浸透していないなかで、心配事を相談できる場所として相談事業所が障害者にとって身近な場所であってほしい。しかし、営利を求める事業所も多く、障害者の本当の意味での相談事業所であるか非常に疑問に思う。また制度上の問題や親子関係などが絡むと相談事業所の域を超えてしまうということで問題解決に至らない事案があるとも聞いている。 成年後見制度、相談事業業務、いろいろ便利な制度がある割には越権行為と言われることがある。障害者個々の問題点を解決するためには、いろいろな制度を駆使し問題解決に導いていくことが重要と考えられる。 よって基本目標を指示する。	長崎市においては、市内5か所で委託相談支援事業を実施しておりますが、相談件数は年々増加しており、相談内容も複雑化、多様化しております。このような状況に対応するため、今後相談支援体制の強化を図ることとしており、成年後見制度についても、障害者相談支援事業所などの関係機関と連携を図りながら、制度の周知と活用に努めていきたいと考えております。障害者相談支援事業所については、障害者の方が身近に相談できる場所として、今後も問題解決を導けるような支援を引き続き行ってまいります。	障害福祉課

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(17)	同和問題に関する取組 P.55 【これまでの取組】L.2	L2 「もっとも」の語は必要か？	<p>ご意見を踏まえ、令和3年版人権教育・啓発白書（法務省・文部科学省）「5 部落差別（同和問題）」冒頭部分を参考に次のとおり修正します。</p> <p>修正前：同和問題は、日本固有の人権問題で、憲法11条で保障されている基本的人権が侵害され、市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題です。</p> <p>修正後：同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、長い間一部の人々が経済的、社会的、文化的に低い状態におかれ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることを理由に結婚や就職などの日常生活の上で差別を受けるなどしている日本固有の人権問題です。</p> <p>【参考元】：部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民お一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である。</p>	人権男女共同 参画室

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(18)	同和問題に関する取組 P. 55	<p>個別主要課題（5）同和問題に関する取組について 【これまでの取組み】の中で、新たに2016年に「部落差別の解消に関する法律」が施行されたことに触れているが、この背景としてインターネット等による部落への差別や偏見の増長などにみられるように情報伝達のスピードや形の変化をコントロールし、制御することができなかったゆえに起こった問題に起因していると思う。前回の審議会でも出された意見に、インターネットによる人権侵害問題をどうするのか、これからもネットを取り扱う環境の整備と教育は、国の大きな課題である事はもちろんで、県・市もそれに習った対策が必要だが、現在横行するネットによる人権侵害や差別への規制や抑制、更には罰則等の法的措置を早急に整備していくことが、国民が人権を尊重し、人権侵害があってはならないという意識を更に高めることに繋がるのではないかと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、インターネット等による人権侵害については、国において刑法の厳罰化が議論されるなど、今後の法改正や環境整備の動向に注視しながら、市としても教育・啓発に力を入れていきたいと考えております。</p>	人権男女共同 参画室
(19)	同和問題に関する取組 P. 55	<p>個別主要課題（5）同和問題に関する取組について 2次計画の最中に施行された「部落差別解消推進法」を受けて、本市において見直しが行われたのか？具体的に部落差別がある事を明記した法律であるにも拘らず、部落差別解消に特化した県や市での施策が行われたのか、また、その検証が行われたのかが疑問視される。第3次計画の中に長崎市独自の取組みがあっても良いのではないかと思う。</p>	<p>本市では基本計画において、「部落差別解消推進法」施行以前から同和問題は主要な人権課題の一つとして、人権啓発を推進し継続しております。長崎市独自の取組みとしては、関係団体が実施する啓発活動を支援、連携することで市民の皆様への啓発を行っております。 また、本人通知制度の市民への周知については、今までも関係団体と連携・協力して行っておりますが、認知度を上げるために更なる周知・啓発に取り組んでまいります。</p>	人権男女共同 参画室

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(20)	同和問題に関する取組 P.55	<p>2018年に導入された本市における「本人通知制度」については、当然同和問題等における人権侵害抑止効果一点に期待して導入されたわけではないが、昨年起こった栃木県の行政書士による不正取得事件の被害が全国で複数あったことが判明している。第3次計画の同和問題の具体的施策の方向の中に、上記問題も考慮し、本人通知制度についての認知度を同和問題指標に加えてはどうかと思う。ちなみに独自に行ったアンケート調査結果では、内容を知らない人が圧倒的に多く、市の努力も徒労に終わっている感が否めなかった。</p> <p>因みに、この本人通知制度は不正取得の理由があらゆる人権侵害や差別が根底にあることから、全ての個別主要課題に通じるところがあるため、もっと力を入れて市が取り組むべき内容だと考えている。</p>	<p>本人通知制度については、ご意見のとおり市民の皆様への周知を今後とも進めていく必要があると考えており、「基本目標2個別の分野における人権教育・啓発」の「主要課題(5)同和問題に関する取組」において、その制度の周知を実施することとしています。また、制度の認知度の把握については、その効果、必要性、方法、実施時期など今後関係所属において検討してまいりたいと考えております。</p>	人権男女共同 参画室 住民情報課
(21)	同和問題に関する取組 P.57 2つ目のOL.1	同和問題への無理解につけこみ… →適切か (例) 同和問題への理解が進まない中…	<p>ご意見を踏まえ、令和3年版人権教育・啓発白書(法務省・文部科学省)を参考に次のとおり修正します。</p> <p>修正前：同和問題への無理解につけこみ</p> <p>修正後：同和問題を口実にして 【参考元】：えせ同和行為の排除に向けた取組 政府は、同和問題を口実にして企業や官公署等に異なる利益や義務のないことを求めるえせ同和行為を排除するため、(以下略)</p>	人権男女共同 参画室

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(22)	外国人に関する取組 P. 59	長崎は開港450年ということでその歴史を改めて考えさせられる。その歴史は日本の地域の他に見られない特異なものだが、450年前に活発に異文化交流がなされた国際性が長崎独自の国際性として今現在の市民に資しているのか少し疑問に思う。	長崎市第五次総合計画において、「国際性を豊かにします」という基本施策を掲げ、その実現のための個別施策のひとつを「国際交流・国際理解の機会の充実を図ります」としています。 具体的な取組みとして、市民を対象とした国際理解に係る講座や国際交流イベントを実施するとともに、長崎独自の国際性を継承しながら、次代にふさわしい国際感覚を身に付けた人材を育成するため、小中学校へのALTの配置、小学校におけるハローイングリッシュ活動などを実施しているところです。 今後も、これまでの長い国際交流の歴史の中で育んできた長崎独自の国際性を継承しながら、国際交流・国際理解の機会の充実を図るための事業に取り組んでまいります。	国際課
(23)	外国人に関する取組 P. 59	外国人との「共生」のために様々な情報提供や施策がなされていることには評価したいと思う。長崎の場合外国人とは一般的にアジアの国の方からが多いと思う。アジアの方々は、自国民や同じ民族の方々とのつながりが深く、知る限り同国の方を信頼している事例を多く見かける。以前提案した記憶があるが、ピアサポートを再度提案する。在住外国人の方の中には、すでに安定した生活をしている方がいるので、そういう方にご協力いただき、交代で相談に乗っていただくという取組みもできるのではないかと。	本市の外国人住民については、国籍別でアジア圏の方が約8割を占める状況となっています。 そのうち、ベトナムについては、令和2年2月に在長崎ベトナム人会が設立され、SNSを通じた在住ベトナム人によるピアサポート等が行われていると伺っているところです。 今後は、同様の活動が行われている団体の把握に努めるとともに、連携を図っていくなど、ピアサポートをはじめとした外国人住民の支援策について研究してまいります。	国際課

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(24)	外国人に関する取組 P. 59 【これまでの取組】5段目 L. 3	小学校におけるハローイングリッシュ事業は実際に参加した外国人からの体験談を聞くと好評だったようだ。是非継続してほしい。	「ハローイングリッシュ活動」は、長崎市独自の取組みで、平成12年9月から実施しています。小学1・2年生を対象に年間10時間程度実施し、英語活動に積極的に取り組み、ALTや学級担任とのコミュニケーションを楽しむ児童を育成することを目指しています。今後も「ハローイングリッシュ活動」を継続し、英語での基本的なあいさつや歌、ゲームなどを中心にした英語の音声に慣れ親しむ活動を通して、外国の言語や文化を学び、国際感覚豊かな子どもの育成を目指します。 ※記載誤りのため「ハローイングリッシュ事業」⇒「ハローイングリッシュ活動」に訂正します。	学校教育課
(25)	外国人に関する取組 P. 60 2つ目のOL. 1	【現状と課題】L6 偏見や差別意識が発生… 偏見も差別意識の一つであり、「発生」はなじまない	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。  修正前：全国的には、言語、宗教、習慣等の違いに対する理解不足から外国人に対する偏見や差別意識が発生しています。  修正後：全国的には、言語、宗教、習慣等の違いに対する理解不足から外国人への偏見や差別意識を持つことによる人権上の問題が発生しています。	人権男女共同 参画室
(26)	性的少数者に関する取組 P. 65	(3、8、12、17、25行目) 法務省から出される文書では、性的志向、性自認の語句を使う時、性自認(性同一性)と表現するようになった。	性自認(性同一性)と追加します。	人権男女共同 参画室

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(27)	性的少数者に関する取組 P. 65	<p>全体の項目に言える事かと思うが、性的少数者の定義・用語解説などを図などを入れて掲載したり、これまでの取り組みを章を分けて掲載してはどうか？ ※用語の説明は、ページ下の説明部分にまとめて掲載しても良いような気がした。性自認や性的指向の解説とLGBTの説明が混ざっていて、少しわかりにくいように感じた為。</p>	<p>この基本計画においては、大きく長崎市の人権教育・啓発に関する基本理念、基本目標それを達成するための主要課題と施策の方向をお示ししております。ご意見にありました詳細の情報につきましては、市民の皆様への人権課題ごとの啓発資料や外部講師を招いた講演会などでの情報提供を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、用語の解説については、ご意見を踏まえ、令和3年版人権教育・啓発白書（法務省・文部科学省）や長崎県作成資料の用語の説明に関する記載を参考にし、ページ下の脚注に記載することとします。（資料2 P. 65参照）</p>	人権男女共同 参画室
(28)	性的少数者に関する取組 P. 65 【これまでの取組】L. 10	<p>原文：その人の個性として性の多様性を認め合うことはとても大切な事です。 検討：*性的少数者*であることを理由とする差別や偏見により… *異なる性的指向や性自認を持っているからと言って、差別的取り扱いを行うことがあってはなりません。* ＝個性で認め合うというよりは、差別的な取り扱いをやめてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>修正前：性的指向、性自認は、人それぞれであり、その人の個性として性の多様性を認め合うということはとても大切なことです。</p> <p>修正後：一人ひとりが性の多様性について理解を深めることで、性的指向、性自認（性同一性）を理由とした偏見や差別をなくしていくことが必要です。</p>	人権男女共同 参画室

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(29)	性的少数者に関する取組 P. 65 注釈欄L. 1	<p>下部の説明文原文：一般的に、戸籍上の性と性自認が一致し、恋愛の対象が異性であることが典型とされるが、この典型に当てはまらない人を性的少数者と言い、その総称の一つとして一般的に使われている。 ※シスジェンダーの方も、ヘテロセクシュアルの方も含めて、すべての人が多様な性の当事者で、そこに優劣はないと思う。典型の対義語は例外となるため、典型という言葉には違和感がある。 検討：…(T)の頭文字をとったもので、性的少数者の総称として広く使われている。最近では、LGBTIQ+やSOGIといった言葉も浸透してきている。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。なお、LGBTIQ+については、より様々な性的少数者を表す総称の一つですが、説明に係る定義の情報量が多いこと、その総称のあり方が変化していると考えられることから省略します。また、SOGIについては、性的少数者の人もそうでない人も含めた多様な性のあり方を示す性的指向 (SexualOrientation)、性自認 (GenderIdentity) の頭文字からとった言葉ですが、同じくここでは省略します。</p> <p>修正前：…(T)の頭文字をとったもので、一般的に、戸籍上の性と性自認が一致し、恋愛の対象が異性であることが典型とされるが、この典型に当てはまらない人を性的少数者と言い、その総称の一つとして一般的に使われている。性的少数者とされる例は他にも多様にある。</p> <p>修正後：…(T)の頭文字をとったもので、性的指向や性自認 (性同一性) において少数派の人々を性的少数者と言い、その総称の一つとして広く使われている。性的少数者とされる例は、自分の性的指向や性自認がわからない、はっきりしていないクエスチョニング (Q) 等、他にも多様にある。</p>	人権男女共同 参画室
(30)	性的少数者に関する取組 P. 66 【現状と課題】1つ目の○ L. 1	<p>【現状と課題】「性的少数者の人権について…」以下、文章になっていない。(周知は実施ではなく「図る」)</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>修正前：性的少数者の人権について、性の多様性への認識、理解を深めるための講座、啓発資料の作成配布とともに、「長崎市パートナーシップ宣誓制度」の周知を実施しています。</p> <p>修正後：性的少数者の人権について、性の多様性や性的少数者への認識、理解を深めるための講座の実施や、啓発資料の作成配布とともに、「長崎市パートナーシップ宣誓制度」の周知などを行っています。</p>	人権男女共同 参画室

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(31)	性的少数者に関する取組 P.66 【現状と課題】2つ目の○ L.1	原文：子どもころから自身の個性に気づき 検討：子どもころから自身の性の在り方に気づき	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。  修正前：子どもころから自身の個性に気づき  修正後：子どもころから自身の性的指向や性自認（性同一性）に気づき	人権男女共同 参画室
(32)	性的少数者に関する取組 P.66 【現状と課題】3つ目の○ L.1	原文：性的少数者の方々は… 検討：性的少数者の中でもトランスジェンダーの方々は… ※性別違和に関する悩み事は、トランスの方により強い ため。	社会生活における悩みや不快に感じるることについていくつかの事例を挙げた記載になりますが、トランスジェンダーの方々だけでなく、多様な性的少数者の方々それぞれで様々な悩みや不快に感じることがあると推察されることから、表現については現状のままとしたいと考えています。	人権男女共同 参画室
(33)	性的少数者に関する取組 P.66 【現状と課題】3つ目の○ L.3	同性間など性的少数者→同性間など <u>の</u> 性的少数者	ご指摘のとおり修正いたします。	人権男女共同 参画室

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(34)	その他の分野 に関する取組 P. 70 L. 1	「北朝鮮、性的搾取等 福島原発」を先に記載し、インターネットを最後にまとめて記載する方が良いのでは？	<p>ご意見を踏まえ、法務省が人権課題を啓発活動強調事項として掲載している順番を参考にして次のとおり修正します。また、それぞれの人権問題についての記載も同様の並びにし、最後にインターネットによる人権侵害について記載するように変更いたします。</p> <p>修正前：これまで説明してきた人権問題の他にも、社会問題として、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、ホームレスの人などに対する人権問題、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、人身取引、東日本大震災に起因する偏見や差別等の様々な人権問題があり、</p> <p>修正後：これまで説明してきた人権問題の他にも、社会問題として、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレスの人などに対する人権問題、人身取引、東日本大震災に起因する偏見や差別等の様々な人権問題があり、近年はこれらの人権侵害がインターネット上で行われることも問題となっています。</p>	人権男女共同 参画室
(35)	その他の分野 に関する取組 P. 72①	インターネットによる人権侵害 インターネットによる人権侵害を加えてくださり、ありがとうございます。 とても嬉しいです。	インターネット上での人権侵害については、様々な人権課題と関わっていることから、審議会でのご意見も踏まえて計画に掲載することとしました。	人権男女共同 参画室

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(36)	平和な社会をつくる人権教育・啓発 P.74	「基本目標3 平和な社会をつくる人権教育・啓発」について、施策の方向に沿って取り組む事業一覧として、いくつか例があげられているが、市内にある平和関連団体との協働というものにも目を向けていただければと思う。	委員ご指摘のとおり、平和推進の事業を遂行するうえで、「市内外にある平和関係団体との協働」は不可欠であると認識しており、これまでと同様にその考えを念頭に置き事業を遂行してまいります。	平和推進課
(37)	平和な社会をつくる人権教育・啓発 P.75②	基本目標3 施策の方向②「核兵器廃絶の実現に向けた着実な前進」とありますが、何をもって「着実な前進」というのが分かりにくいと感じました。	被爆者と被爆地の長年の願いが結実した「核兵器禁止条約」の発効等を背景とした核兵器廃絶への機運の高まりが期待できるため、これを追い風とし、核軍縮の進展に向けた被爆地の意志を強く表現したものとしています。	平和推進課
(38)	人権侵害から市民を守る体制づくり P.80	基本目標5は「(1)相談体制の充実」と「(2)未然に防ぐしくみづくり」から成り立っていますが、順番を逆にした方が良いのではないかと考えました。	「市民を人権侵害から守る体制」として2つの主要課題を掲げております。ご意見のとおり未然に防ぐ取り組みをして、なお問題が起こった際の相談体制という考え方もございますが、現状として様々な人権をめぐる問題はすでに生じているとともに、対象となる方々が即時に相談できる体制や支援は重要であると考えておりますことから、この順番とさせていただきました。	人権男女共同 参画室
(39)	人権侵害から市民を守る体制づくり P.80 最後の行	認知症高齢者へは…以下は、文章として不成立	ご意見を踏まえ、「認知症高齢者に関しては」と修正いたします。	高齢者すこやか支援課
(40)	人権侵害から市民を守る体制づくり P.81 5段落目L.2	内容に応じて人権救済の手続きを開始したり、必要な措置をとることができます。→「とったりする」へ修正。	ご意見のとおり修正いたします。	人権男女共同 参画室

No	原案 ページ・行	意見	対応	担当課
(41)	その他	①「取組」と「取組み」の混在（要置換） ②「さまざま」、「様々」の混在（要置換）	①項目名においては「取組」、文章内においては「取組み」に統一いたします。 ②「様々」に統一いたします。	人権男女共同 参画室
(42)	その他	基本計画については、昨今の社会情勢なども鑑み、それぞれの項目（基本目標）毎、主要課題・施策の方向についても、良くまとめていただいていると思う。 特に、第2次基本計画の「基本目標1, 2」のうち、相談・支援体制、暮らしやすい環境を整えるなどの「施策の方向」を、第3次基本計画で、「基本目標5」に集約したことは、わかりやすく且つ施策を具体的に実施しやすくなるものとする。	第2次基本計画の骨子から施策の方向を整理し、関係課協力のもと大幅に修正させていただきました。ご意見ありがとうございます。	人権男女共同 参画室
(43)	その他	（骨子案）「第3次基本計画（案）」の「3」のフォントを御確認ください。1行上の「第3次長崎市～」の「3」や、同じ行の左の「第2次基本計画（原稿）」の「2」とは、フォントが違う気がします。加えて、2文字分ほど右に送ると良いと思います。 4-①「① 研修や啓発資料～」→「①研修や啓発資料～」つめる	ご指摘のとおり修正いたします。	人権男女共同 参画室